

## 第17回原子力損害賠償制度専門部会に対する意見

平成29年5月30日  
福井県知事 西川 一誠

- ・原子力賠償措置を保険的な制度として運用するためには、いわゆる大数の法則的性質には必ずしも当てはまらないので、保険的な措置のみならず、いざという時、国が必要な財源を確保することが重要である。
- ・また、原子力発電所に対する日常的な事業者の安全対策、さらには制圧対策への投資が最優先されるべきであり、そうした観点から、将来にわたり事業者が持続的に原子力発電所を経営できる制度設計とすべきである。
- ・国においては、原子力政策について明確な方向性を示しながら、賠償のあり方について議論すべきである。

公務のため、会議に出席できず申し訳ありません。上記のとおり意見を提出しますので、よろしく願いいたします。